

近畿高等学校少林寺拳法大会規則

第1章 総 則

第1条 目的

近畿地区の高等学校少林寺拳法選手の技術の向上と新睦交流を図るとともに、高校生として健全な精神と肉体の育成を行う。

第2条 態度

参加者は少林寺拳法の精神にのっとり、その目的を認識し選手としてふさわしい態度で臨み、いたずらに選手個人や母校の名誉・勝利のみにとらわれることなく正々堂々と競技を行わなければならない。

第2章 出場資格および出場申込

第3条 出場資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、府県の専門部及び高校連盟に選手登録し、当該競技実施要項により本大会の参加資格を得た者に限る。但し、府県に専門部及び高校連盟が設置されていない府県については、高等学校体育連盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は当該年の4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信課程の生徒による混合は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認めることもあるが、原則は学校対抗とする。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）
但し、一家転住などやむを得ない場合は、府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の許可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在籍する学校の校長及び所属する府県高等学校体育連盟専門部長又は高等学校連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 一般財団法人少林寺拳法連盟への当該年度登録済み者であること。
※登録とは、所属先の団体登録及び選手の個人（会員）登録をいう。
- (9) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とし、個人・組の場合は校長の認める学校の職員の引率がない出場は認めない。
- (10) 学校対抗であるので、出場組及びチームは同一校の生徒とする。
- (11) 参加資格の特例
 - ①上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、府県高等学校体育連盟専門部又は高等学校連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - ②上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ①本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - ②参加希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学年、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。

- ③各学校にあっては、府県高等学校体育連盟又は高等学校連盟予選会から出場が認められ、本大会への出場条件がみたされていること。
 - ④各学校にあっては原則、部活動が教育活動の一環として日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失していない、運営が適切であること。
- (2) 大会参加に際し守るべき条件
- ①大会開催実施要項を遵守し、競技大会申し合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - ②大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ③大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
- (12) 選手の参加資格において、その不備・欠如等があった場合は、その該当者については、本大会も含め府県にて実施された、本大会の予選会からその出場は無効扱いとし、若し本大会への出場があって入賞した場合は、その受賞を無効扱い（賞の返還）とする。

第4条 出場登録・出場申込

- (1) 各府県高体連専門部・高校連盟が取りまとめ、一括して出場登録を行う。ただし、前記の組織がない場合は、府県連盟が代務する場合もある。各出場校は、大会実行委員会が定めた指定期日までに出場申込を行う。

第5条 参加費

単独演武・組演武・団体演武に出場する学校は、大会参加費を大会申込と同時に、所定の様式で納入しなければならない。

・規定単独演武の部・自由単独演武の部	1名につき	2. 000円
・規定組演武の部・自由組演武の部	1組につき	4. 000円
・団体演武	1チームにつき	7. 000円

第6条 選抜方法および出場組数

- (1) 各府県単位で選出する。選抜方法は各府県高体連専門部、高校連盟に一任する。ただし、前記の組織がない場合は、府県連盟が代務することもある。
- (2) 府県ごとの出場枠は、規定単独演武の部6名、自由単独演武の部6名、規定組演武の部6組、自由組演武の部6組、団体演武の部3チームとする。
なお、規定組演武、規定単独演武の部については4級以下、自由単独演武、自由組演武の部については3級以上の者が出場する。
- (3) なお、各府県の選考において、規定単独演武の部、自由単独演武の部、規定組演武の部、自由組演武の部の第1位の選手は、全国選抜大会の出場権を得る。ただし、各府県の選考で、上記種目の全国選抜大会出場枠を使用しなかった場合は、近畿大会の成績により選考する。

第7条 演武の部の重複出場の禁止

規定単独演武の部、自由単独演武の部、規定組演武の部、自由組演武の部の出場は1人1種目とする。ただし、団体演武は兼ねて出場できる。

第8条 選手登録

- (1) 府県予選参加申し込み時に登録した者以外の者を含む時、失格とする。
- (2) 団体演武については8名まで登録ができ、そのうち6名が演武するものとする。
- (3) 選手は、府県予選出場時の資格（武階）をもって、本大会への登録をするものとする。
- (4) 出場選手における登録（府県専門部及び高校連盟への選手登録、一般財団法人少林寺拳法連盟への所属団体登録並びに個人（会員））がなされていない場合、その該当者については、各都道府県予選大会から本大会をも、その出場について無効扱いとする。入賞した場合も、その受賞は認めない。（賞の返還）

第3章 競技種目および表彰

第9条 競技種目

競技種目は、演武の部10種目とする。

- | | | |
|--------|---------------------------------|---------------------|
| (1) 男子 | 規定単独演武の部
規定組演武の部
団体演武（6名） | 自由単独演武の部
自由組演武の部 |
| (2) 女子 | 規定単独演武の部
規定組演武の部
団体演武（6名） | 自由単独演武の部
自由組演武の部 |

ただし、組演武は二人で行うものとし、男女の混合は認めない。

また、団体演武は1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は組演武を以って編成すること。単独演武・組演武は、規定と自由に区分する。尚、組演武は2名1組で行うものであり、三人掛演武は認めない。

団体演武の1構成目と6構成目の単独演武については、下記の単独演武基本法形より1技を選択し（但し、出場者〔実際に演武をする者〕の最高武階の最終科目内の単独基本法形を選択）、一方向のみを行うこと。

〔団体演武の単独演武規定技〕

天地拳第一系～六系、義和拳第一系・二系、龍王拳第一系・三系、
龍の形（逆小手）、紅卍拳、白蓮拳第一系

第10条 表彰

各種目とも6位まで決め、賞状を授与する。

第4章 競技方法

第11条 服装

- (1) 大会目的に反する頭髪・服装・態度の者の出場は認めない。
- (2) 道衣・帯は少林寺拳法公認のものを着用すること。
- (3) 道衣・帯以外のものを身に着けたり、持たない。（例：はちまき、胴など）
- (4) 男子は原則として道衣の下にシャツを着用しない。
- (5) 女子は、白色（ワンポイント入り可）のシャツを着用するものとする。
- (6) 出場者は近畿高等学校少林寺拳法大会指定のゼッケンと所属章を指定している箇所に必ずつけること。
- (7) 男女とも頭髪の加工は禁止する。また、頭髪（後髪）については、ゼッケンにかかるない、前髪・横紙・後髪とも目にはいらない（かからない）ようにすること。なお、女子の髪留めについては、金属製・プラスチック製の髪留め具やリボンなどの使用は禁止し、黒又は紺色の髪留めゴムを使用して、後ろで束ねること。
- (8) 競技中の眼鏡、ハードコンタクトレンズの使用は禁止とする。
- (9) これら服装規定に違反した場合や、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則細則服装規定に違反した者の出場は認めない。

第12条 演武の構成及び武階と使用できる技

- (1) 府県予選参加申込時の武階において、演武者の武階の最終科目内の技を使用することができる。ただし、団体演武については、演武者の最高武階の最終科目内の技を使用することができる。（但し、補欠の資格は対象外とする）
- (2) 資格以上の技を行った場合は、一技につき総合点より10点減点する。但し、次の内容については、許容範囲として認める。
 - ①演武する者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は3級科目までの技が使用できる。
 - ②演武する者が「3級・2級・1級」の場合は初段科目までの技が使用できる。

※尚、上記以外の行為で、減点対象の事象が発生した場合は、それぞれに応じた減点

- を行う。
- (3) 単独演武及び団体演武で、単独演武基本法形を行う場合は基本に準じ、攻技・防技に関して変化・省略などはしないこと。攻技・防技に関して、変化・省略など行った場合は、総合点より10点減点する。
但し、規定単独演武及び団体演武1・6構成の単独演武（規定）において、攻技・防技に関して変化・省略など行った場合は失格とする。
また、単独演武基本法形を行う場合は一方向で一構成とする。
- (4) 演武の構成は6構成とする。6構成より過不足があるとみなされた場合は、総合点から10点減点する。
- (5) 規定組演武の部は、大会要項にて指示されている技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。交互に行う必要はない。尚、規定技の順序が違った場合は失格とする。
- (6) 規定単独演武の部は、大会要項にて指示されている技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり行うこと。尚、規定技の順序が違った場合は失格とする。

第13条 競技場

- (1) 演武開始をコート中央とする。演武中、区画線を越えても減点とならないが、演武終了も中央を原則とする。ただし、規定組演武の部、自由組演武の部においては演武終了後、審判員は注意を与える義務を有する。
- (2) コートの広さは、原則として7m四方とし、区画線は幅5cmから10cmの白線とする。
- (3) 競技出場前については、指定次待機場所（next corner）で、ウォーミング・アップをして待機する。尚、ウォーミングアップは競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。但し、気合いを出したり、投げを行ったりはしないこと。

第14条 演武時間

- (1) 組演武、団体演武においては、開始から終了まで、1分30秒以上2分以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。尚、3分を超える場合は失格とする。
- (2) 単独演武においては、開始から終了まで、1分以上1分15秒以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。尚、2分を超える場合は失格とする。
- (3) 組演武においては、相対合掌礼により開始し、相対合掌礼により終了するものとする。
- (4) 単独演武、団体演武においては、正面合掌礼により開始し、正面合掌礼により終了するものとする。
- (5) 演武時間において小数の時間は、演武時間の対象としない。

第15条 予選通過組数

- (1) 大会の趣旨から、より多くの決勝出場数が好ましい。およそ、12～16組程度が目安となるが、決定は近畿高等学校体育連盟少林寺拳法専門部委員長会議に一任する。
- (2) 予選において、決勝枠最低点で同点の場合は、同点順位として決勝へ出場させる。
- (3) 予選通過者（決勝進出者）決定後の繰り上げ選出は一切しない。

第5章 演武の審判基準

第16条 判定

- (1) 審判員による採点法により順位を決定する。
- (2) 順位は、総合点（最高300点）より減点分を引いた点の高い組より決める。
- (3) 審判員は、演武の技術度、表現度を併せて採点し、その結果を明示する。
- (4) 審判員の判定は絶対であり、何人もこの宣告に従うものとする。

第17条 審判員数と算出方法

- (1) 審判員数は、5名を原則とする。
- (2) 主審および副審おのおの5名が技術度(60点)表現度(40点)を採点し、最高点、最低点をひいた審判員3人の合計を総合点とする。

尚、最高点で同点が出た場合は、技術度の得点の低い方を残し、最低点が同点の場合、技術度の得点の高い方を残すものとする。

第18条 審判員の配置

- (1) 審判員と関係（監督・部長など）のある組の出場しているコートでの審判は原則としてしない。
- (2) 審判員の配置は、大会実行委員会により起案し審判長が決定する。

第19条 審判員資格

- (1) 一般財団法人少林寺拳法連盟の「少林寺拳法公認審判員認定規則」に定める公認審判員とする。
- (2) 審判員は、近畿高等学校体育連盟少林寺拳法専門部委員長会議、大会実行委員会で検討し、選出された者とする。なお、審判長は近畿高等学校体育連盟少林寺拳法専門部委員長会議にて選出する。

第20条 採点基準

- (1) 演武は、選手として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断し、見栄えや派手さにとらわれず、技術の正確さ、武的要素に重点をおいて採点する。
- (2) 評価基準は、一般財団法人少林寺拳法連盟の演武審査要領による。
- (3) 技術度は部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第21条 同点の取り扱い

総合点が同点の場合は、次の順序で優劣を決定する。

- ①総合点の技術度の得点が高い方を上位とする。
- ②なおも同点の場合は、主審の合計が高い方を上位とする。
- ③なおも同点の場合は、主審の技術度の得点の高い方を上位とする。
※上記の場合、主審の採点が総合点に加算されているか否かは問わない。
- ④なおも同点の場合は、審判団協議の上、決定する。
※なお、④の審判団協議を実施するのは、決勝の1位から12位を決定する場合のみとする。
他は①②③を見て同点の場合は、同点同順位とする。（決勝進出数が増加する場合もある）

第6章 罰則

第22条 出場資格の取り消し

- (1) すでに述べた条項の失格条件の他に、「第1条総則」に定める内容に大きく反する場合は、審判長名をもって出場校（選手・チーム）に対して失格を宣告することがある。
- (2) 大会実行委員会の定めた期日までに出場申込がなかった場合は、大会に出場できない場合がある。
- (3) 各府県から選出された出場校（選手・チーム）が、連絡なく出場を取り消した場合や大会出場をキャンセルした場合は、次年度の大会出場については、出場できなくなる可能性がある。

第7章 関連する諸規則等

第23条 準拠すべき諸規則

本文に記載なき事項は、次の諸規則による。

- (1) 少林寺拳法競技規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- (2) 少林寺拳法審判規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）

- (3) 全国高等学校少林寺拳法選抜大会規則
- (4) 全国高等学校少林寺拳法大会規則
- (5) 本大会申し合わせ事項

第24条 適用する諸規定

- (1) 救護・事故の対策については
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会救護事故対策規定」を適用する。
- (2) 審判員を配置するにあたっては
「全国高等学校少林寺拳法選抜大会審判配置規定」を適用する。

第8章 附 則

第25条 異議の申し立て

- (1) 審判員等の判定に対しては、一切の異議申し立てを認めない。
- (2) 本大会（要項・規則）の実施に関して疑義及び異議がある場合は府県代表者（高体連専門委員長・高校連盟理事長）を通じて、大会実行委員会に対して申し立てができる。但し、原則文書によるものとする。

第26条 本規則の改廃は、近畿高等学校体育連盟少林寺拳法専門部委員長会議において審議改正する。

本規則は、2004年11月 1日より施行する。
本規則は、2009年 9月 5日より改正施行する。
本規則は、2010年 9月 4日より改正施行する。
本規則は、2011年 9月 3日より改正施行する。
本規則は、2012年 9月 5日より改正施行する。
本規則は、2013年 9月 7日より改正施行する。
本規則は、2014年 9月 6日より改正施行する。
本規則は、2015年 9月 5日より改正施行する。